

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱

令和3年2月24日
文部科学大臣決定
令和4年3月15日
一部改訂

(目的)

第一条 この要綱は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を除き、同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を除く。以下同じ。）であって、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成すること及び数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励することにより、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力及び実践的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、大学等から申請があった場合において、当該大学等の正規の課程（以下「教育プログラム」という。）であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、別に定めるところにより、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）又は数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）として認定するものとする。

一 当該大学等の学生に広く実施され、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する教育プログラムであること。

イ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル） 学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するために必要な知識及び技術を体系的に修得させる教育プログラムであること。

ロ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル） 数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成するために必要な知識及び技術を体系的に修得させる教育プログラムであること。

- 二 当該教育プログラムの名称、当該教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した当該教育プログラムを実施するための計画を定め、公表していること。
 - 三 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組が行われていること。
 - 四 当該教育プログラムについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。
 - 五 当該教育プログラムを一年以上実施した実績があること。
- 2 前項の規定による認定は、当該認定の日の属する年度の初日から三年間（初めて認定を受けた教育プログラムにあっては適用日から五年間）の計画について行うものとする。

（選定）

第三条 文部科学大臣は、別に定めるところにより、前条第一項の規定により認定されたもののうち、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）プラス又は数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）プラスとして選定するものとする。

- 一 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）プラス 学生の履修率が、別に定める割合以上であり、第一条に掲げる目的に資する各大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていること。
- 二 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）プラス 第一条に掲げる目的に資する各大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていること。

（変更等の届出）

第四条 第二条第一項各号の規定による認定又は前条各号の規定による選定（以下「認定等」という。）を受けた教育プログラムを置く大学等は、当該教育プログラムの変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をしようとするときは、変更又は廃止をした後すみやかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第五条 文部科学大臣は、認定等を受けた教育プログラムが廃止されたとき又は第二条第一項各号又は第三条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定等を取り消すことができるものとする。

（公示）

第六条 文部科学大臣は、認定等をしたときは、当該認定等をした教育プログラムの名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定等を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。